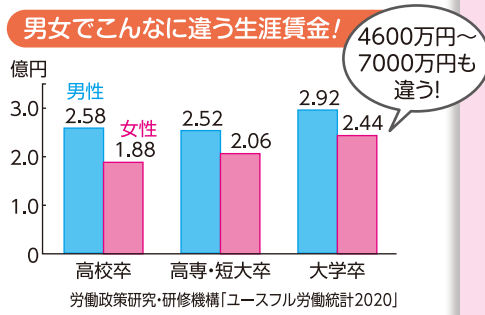
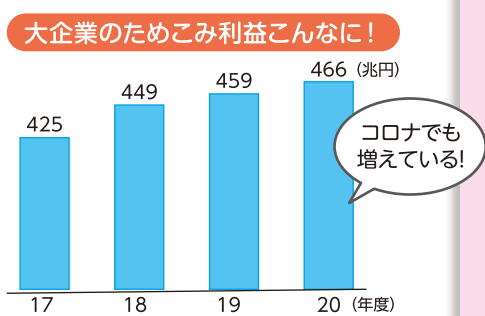
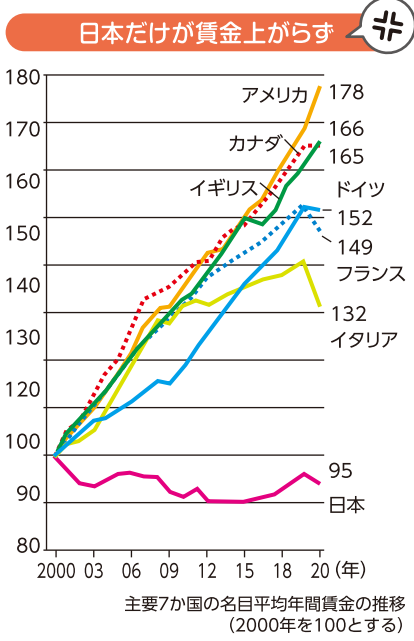




2022年春闘

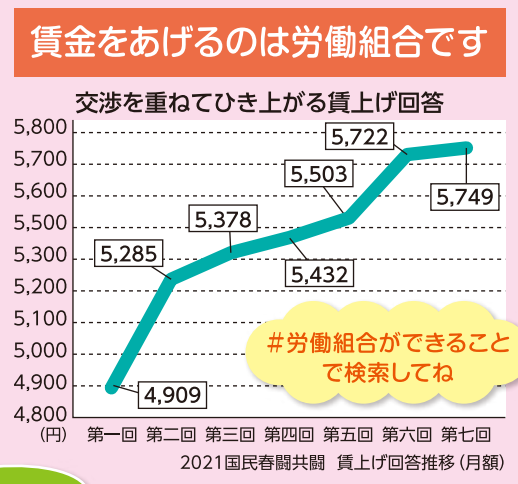
本気で賃上げ

私たちは毎年春に、いっせいに賃上げを求めて経営者や政府と交渉を行っています。コロナ危機の中でも大企業のため込み利益や役員報酬は増え続けています。今年こそ大幅賃上げで、家計も日本経済も回復させましょう。



私たちは最低賃金全国一律1500円以上、差別是正と大幅賃上げを求めて職場・地域で声を上げます。

- NO! ハラスメント**
ハラスメントは人権侵害!
- 同一労働 同一賃金**
非正規差別NG!
- 長時間労働なくせ**
8時間働けばくらせる賃金に!



いそいそ 働き続けるために 増員・休暇をとりやすく!

もっと育児に
専念したかった

親の介護に
時間あてたい…

年休はずっと
取れてない…

全部がまんしてきた

もっと

職場に
人を増やしてよ!

女性労働者
7829人に
聞きました

(全労連女性部調査より)

生理休暇を
とってない人の
割合8割

年休
「自由にとれる」
50%

育児休業、
半数が希望通り
取れてない

権利を使おう 人を増やそう

私たちは労働時間短縮、母性保護とともに、育児・介護にかかわる制度の充実、安心して休める十分な人員体制を求めています。

生理休暇は権利です。

「生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した時は、その者を生理日に就業させてはならない」と定めています（違反した使用者は30万円以下の罰金）。「著しく困難」の判断は本人に任されています。

年次有給休暇は6カ月以上勤務し、全労働日の8割以上出勤すれば、自由にとることができます。年5日間取得させることは、使用者の義務です。パート・アルバイトでもとることができます。

パート・アルバイトでも取ることができます。育休をとることができる男女労働者には、使用者は個別に周知し意向確認しなければなりません（2022年4月～）。育児休業を取ることができないのは子どもが1歳6カ月になるまでに契約が満了することが明らかな人だけです。

コロナが女性を直撃!

国は、日本国憲法に基づいて、軍事費ではなく、社会保障・教育に予算を使ってください。ピッタリな条文を探してみてね!

(9条、13条、24～26条など)



日本国憲法条文



世界でも日本でも

声をあげて変えてきた。

女性ゼネストで 力を示す

現在男女平等世界1のアイスランドでは1975年、男女の賃金格差や性別役割分業に抗議して国中の女性がストライキに立ち上がり、女性なしでは社会が回らないことを示しました。



ストライキを 背景に要求実現

韓国の保健医療労組は2021年8月、ストライキを背景に政府と13次にわたる交渉を行い、公共医療の拡充や、感染症病床の人員基準作成、生命安全手当などに合意しました。



女性蔑視発言の 森代表を辞任に

日本では2021年2月、オリンピック組織委員会の森喜朗前会長による女性蔑視発言に抗議して全国の女性が声を上げました。森前会長は辞任し、新会長のもと女性理事を12人増やし女性比率4.2%になりました。

